

第16回 周南市都市再生推進協議会

令和5年11月9日（木）10:00～
周南市シビック交流センター 交流室 1

【報告事項】

(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

- ・ **立地適正化計画の概要**
- ・ **計画の5年見直しについて**

(2) 防災指針について

- ・ **居住促進区域について**
- ・ **防災指針について**

【報告事項】

(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

- ・ **立地適正化計画の概要**
- ・ 計画の5年見直しについて

(2) 防災指針について

- ・ 居住促進区域について
- ・ 防災指針について



周南市 立地適正化計画

概要版



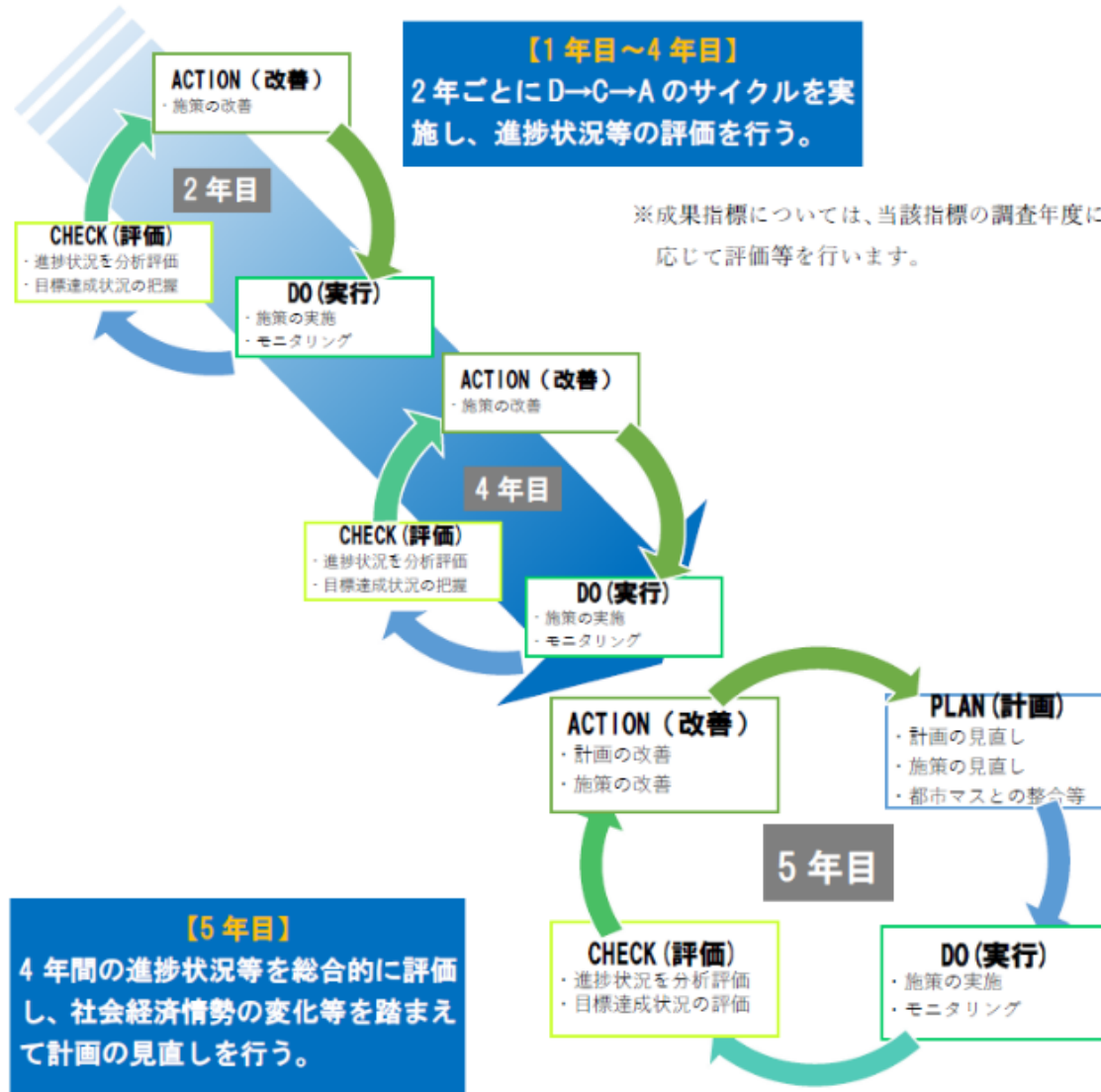
【報告事項】

(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

- ・ 立地適正化計画の概要
- ・ 計画の5年見直しについて

(2) 防災指針について

- ・ 居住促進区域について
- ・ 防災指針について





計画策定

社会経済情勢の変化

周南市の現況データの更新

(データ種別)

- ・人口
- ・土地利用
- ・都市機能
- ・届出状況
- ・経済活動
- ・交通
- ・災害
- ・地価
- ・財政

施策・事業の取組状況の評価【庁内各課によるフォローアップ】

(施策区分)

- ・都市機能誘導
- ・居住促進
- ・拠点形成
- ・公共交通
- ・その他

目標値及び期待される効果の現状確認

法改正

水防法(平成29年6月)
都市再生特別措置法(令和2年9月)
都市計画法(令和4年4月)

計画の進捗管理上の問題点・課題の整理

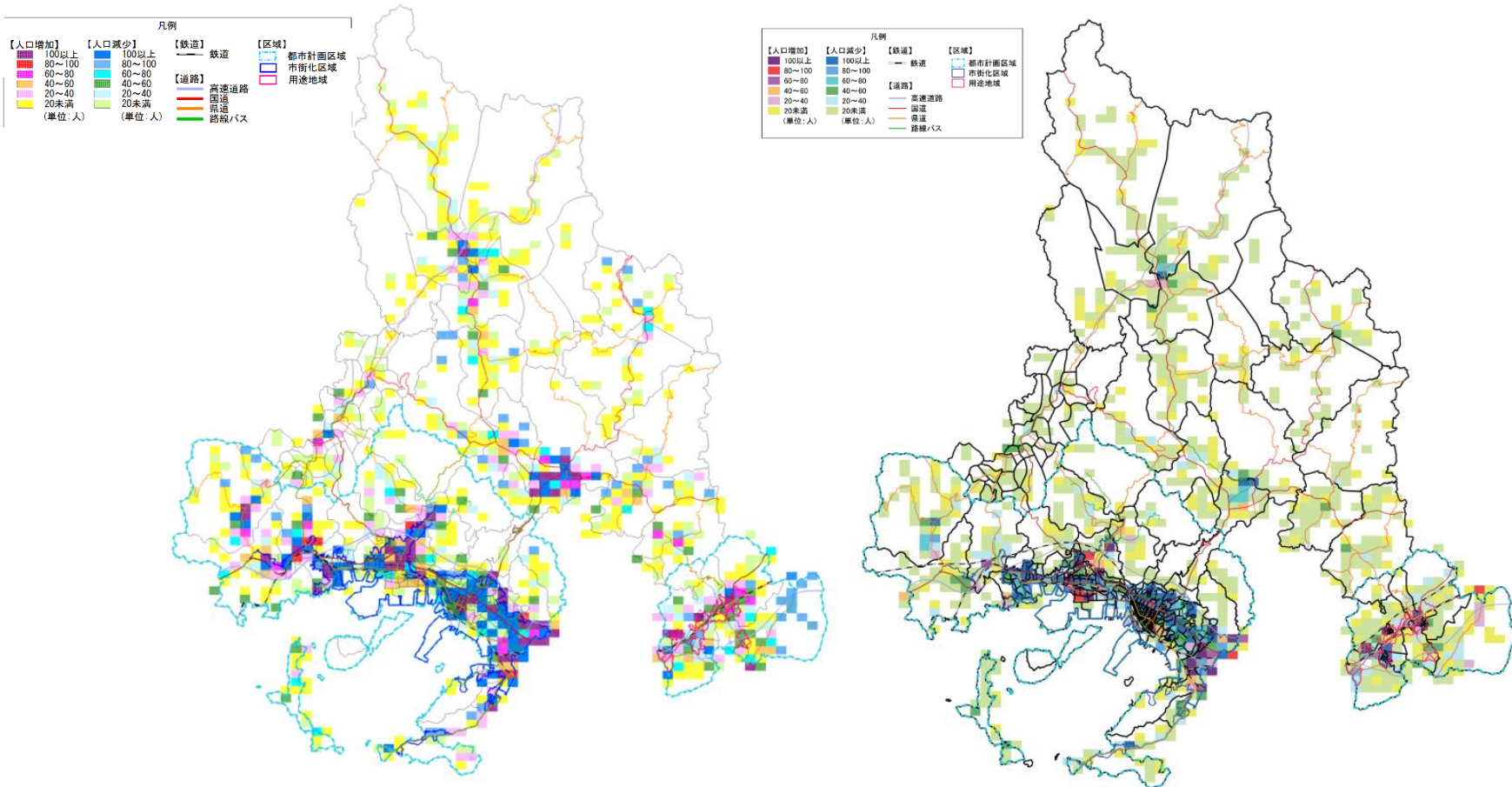
①問題点・課題への対応の検討

②水防法の改正による
居住促進区域の見直し

③防災指針の検討

都市構造の現況分析

前回策定時に整理した本市の人口・土地利用等の各種基礎的データの更新を行います。



▲原計画(H12年~H22年)	▲更新分(H22年~R2年)
図 人口の増減数(市域)	

計画内の施策に関する事業について、進捗状況や今後の進捗見込み、今後の進め方等を庁内照会により確認を行いました。

これまでの取り組み結果を踏まえ、新たな課題に対応するために、追加すべき新たな施策や取組の確認を行います。

表 施策項目

施策項目	
誘導施設の立地を誘導するために講じる施策	既存の都市機能の維持・改善
	都市拠点の特性に応じた新たな都市機能の集約
	女性や子育て世代の暮らしを支える都市機能の充実
	電解コンビナート等の地域資源の活用
	適正な規模の都市拠点の形成
	魅力ある都市環境の推進
	公民連携の推進
居住を促進するために講じる施策	交通結節機能の強化
	街なか居住の推進と快適な居住環境の形成
	既存住宅の活用と優良な住宅の供給
	災害リスクの軽減
	多様な生活スタイルの実現
	移住・定住の推進
	適正な土地利用の推進と市街化の抑制
公民連携の推進	
その他	公共交通ネットワークの維持・改善
	その他

事業名	担当課	施策分類	事業概要
徳山駅周辺官民連携管理運営事業	都市政策課	公民連携の推進	徳山駅周辺にある南北自由通路や駅前広場、駐車場、道路、公園などの公共施設の面的で一体的な利活用及び効率的・効果的な管理運営、賑わい創出と市民サービスの向上を目指した、官民連携事業
梅花川排水区浸水対策事業	上下水道局 企画調整課(下水)	街なか居住の推進と快適な居住環境の形成	梅花川排水区の浸水対策は整備に相当な期間がかかるため、即効性のある軽減対策を関係各課と連携し進める。
宅地耐震化推進事業	建築指導課	災害リスクの軽減	大規模盛土造成地において、大地震時等による滑動崩落での宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図る。
公共交通ネットワーク形成事業(Icoca導入)	公共交通対策課	公共交通ネットワークの維持・改善	鉄道と路線バスにおいて交通系ICを導入し、利便性の向上を図る。 また、シームレスな移動も可能となる。

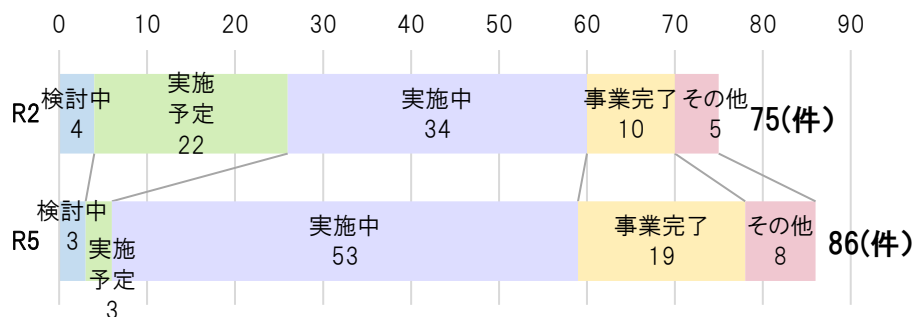


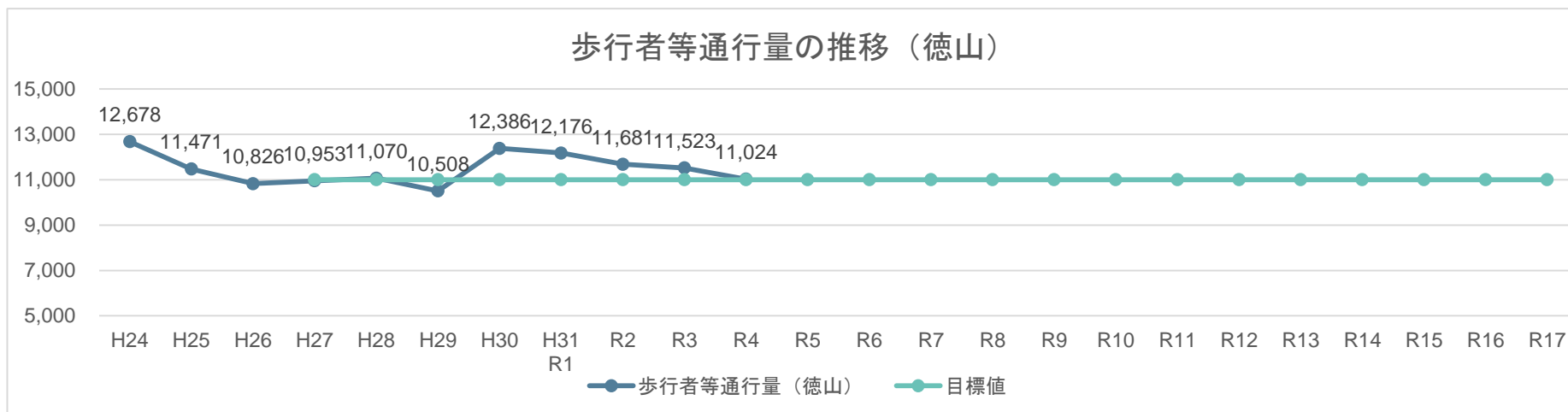
図 事業数(実施状況別)の推移

【目標】

①都市機能に関する目標

目 標	計画策定時 (基準年度)	実績値 (改定年度)	目標値 (目標年度)	対基準年
歩行者等通行量（徳山） ※5カ所 10～19時	10,953人 (平成27(2015)年度)	11,024人 (令和4(2022)年度)	11,000人 (2035年度)	100.4%
歩行者等通行量（新南陽） ※1カ所 8～18時	704人 (平成27(2015)年度)	718人 (令和4(2022)年度)	710人 (2035年度)	100.9%
20～39歳人口の社会増減数	▲234人 (平成27(2015)年度)	▲252人 (令和4(2022)年度)	0人 (2035年度)	

歩行者等通行量の推移（徳山）





計画策定

社会経済情勢の変化

周南市の現況 データの更新

(データ種別)

- ・人口
- ・土地利用
- ・都市機能
- ・届出状況
- ・経済活動
- ・交通
- ・災害
- ・地価
- ・財政

施策・事業の 取組状況の評価 【庁内各課による フォローアップ】

(施策区分)

- ・都市機能誘導
- ・居住促進
- ・拠点形成
- ・公共交通
- ・その他

目標値及び期待
される効果の現
状確認

法改正

水防法(平成29年6月)
都市再生特別措置法(令和2年9月)
都市計画法(令和4年4月)

計画の進捗管理上の問題点・課題の整理

①問題点・課題への対応の検討

②水防法の改正による
居住促進区域の見直し

③防災指針の検討

改定素案の作成

【報告事項】

(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

- ・ 立地適正化計画の概要
- ・ 計画の5年見直しについて

(2) 防災指針について

- ・ 居住促進区域について
- ・ 防災指針について

【報告事項】

(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

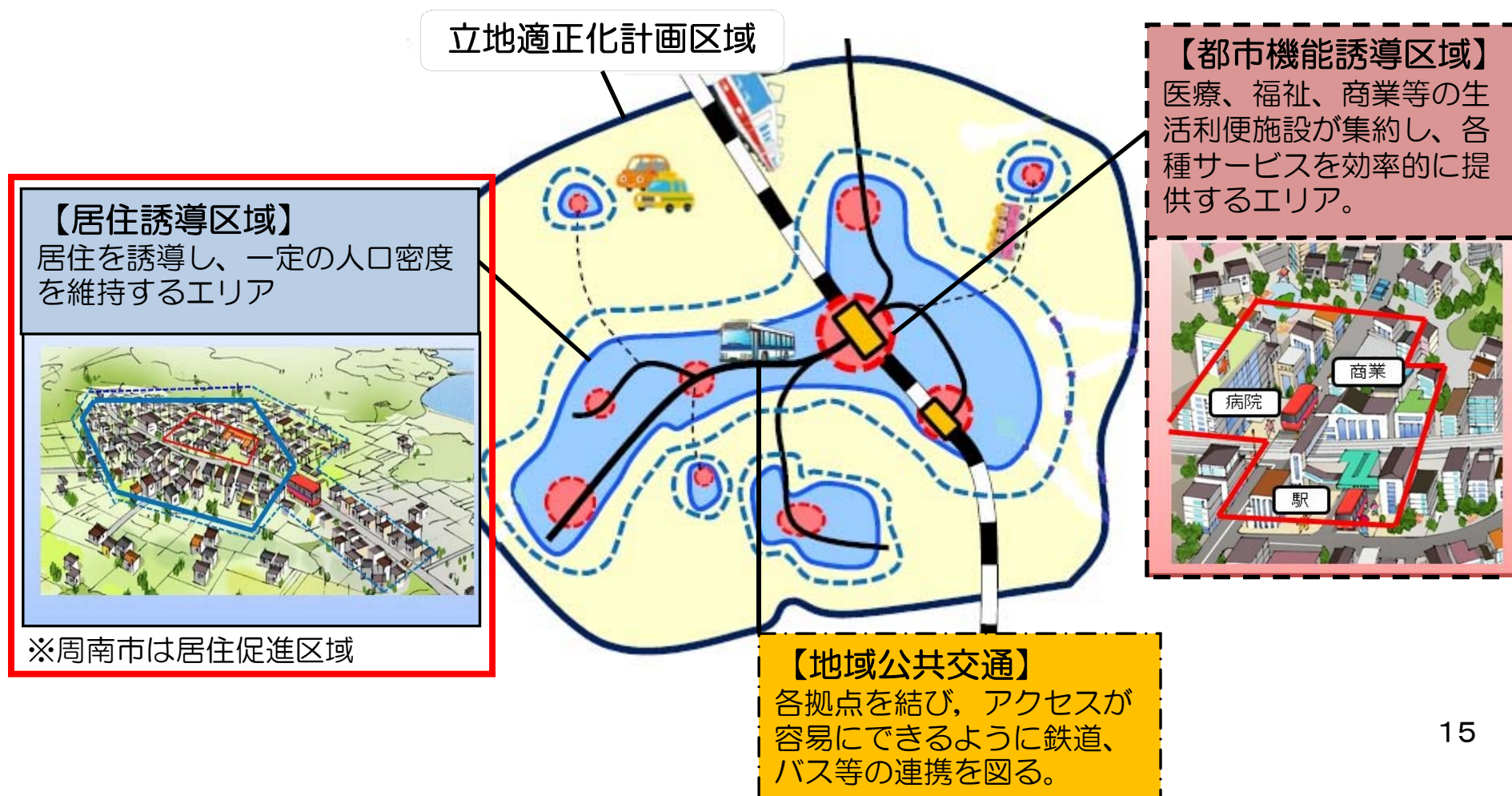
- ・ 立地適正化計画の概要
- ・ 計画の5年見直しについて

(2) 防災指針について

- ・ **居住促進区域について**
- ・ 防災指針について

■ 立地適正化計画

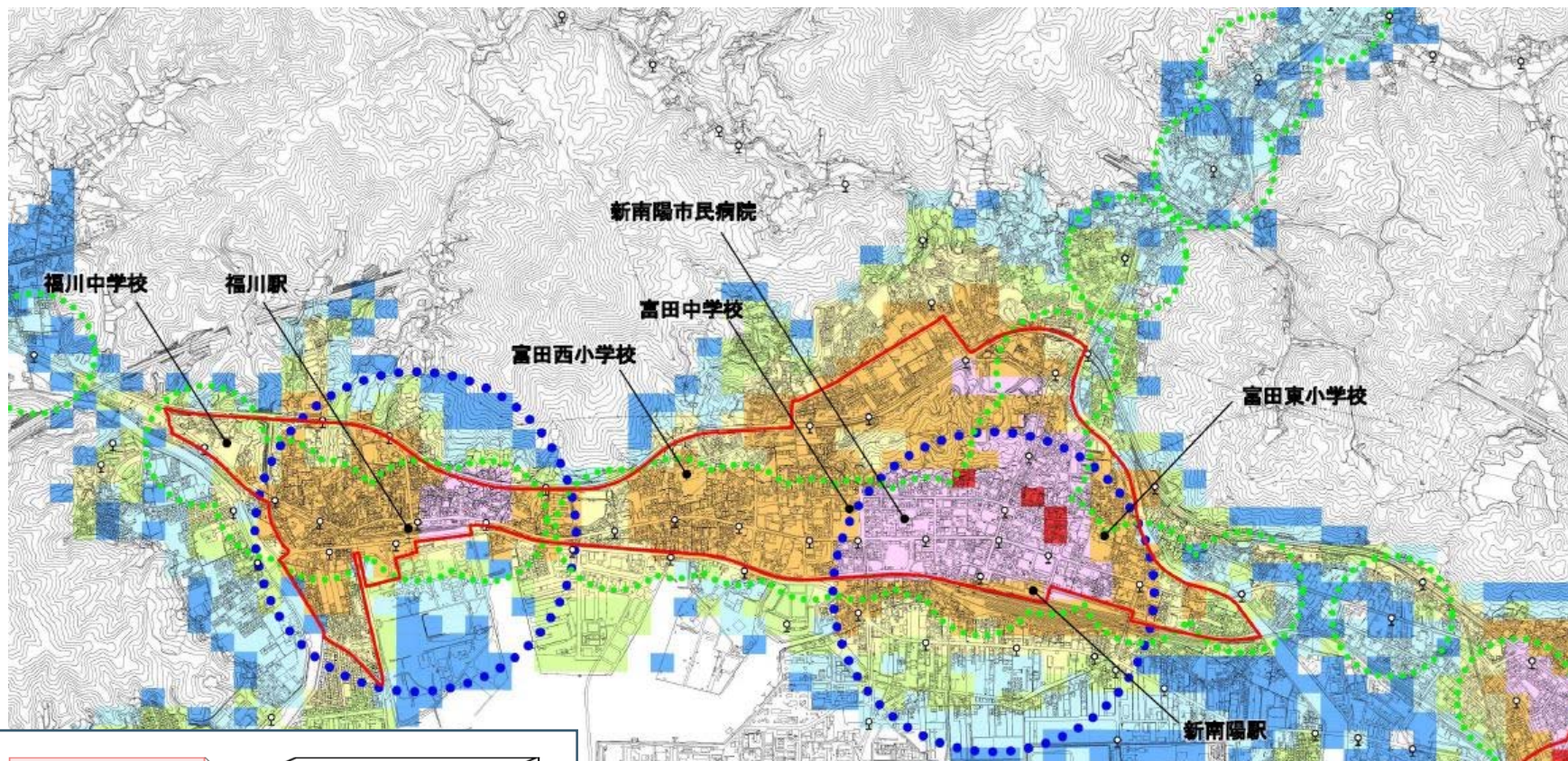
- 都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり



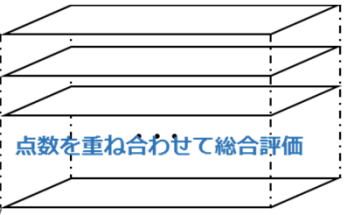
《 居住促進区域の設定基準 》（現行計画より）

- ① 都市再生特別措置法をはじめとした土地利用関係法令に照らして、居住を誘導することが適当な区域であること
- ② 都市計画上、住居系用途地域又は商業系用途地域であること
- ③ **生活サービス施設の立地、都市基盤、災害危険性等の観点から、居住適性が相対的に高い、面的な居住地となりうる区域であること**
- ④ 法令等により、自然災害の危険性が高い区域に指定されていないこと
- ⑤ **都市機能誘導区域の徒歩圏（300メートル程度）であること**
- ⑥ **主要交通結節点の徒歩圏（鉄道駅から半径800メートル程度又は主要バス停留所から半径300メートル程度）であること**

■ 居住促進区域とは



- 評価分野
1. 生活利便性
 2. アクセシビリティ
 3. 健康・福祉・医療
 4. 安全・安心
 5. 地域経済
 6. 都市基盤
 7. 市街地適正
 8. 都市計画



居住適正が相対的に高いエリア

— 居住促進区域

【都市構造評価】

- 60点以上
- 50～60点
- 40～50点
- 30～40点
- 20～30点
- 10～20点
- 0～10点
- 0点未満

【都市構造評価の基準点】

市街化区域内の都市構造評価の評点の分布状況から評点30点以上を居住適性の高い地域として設定

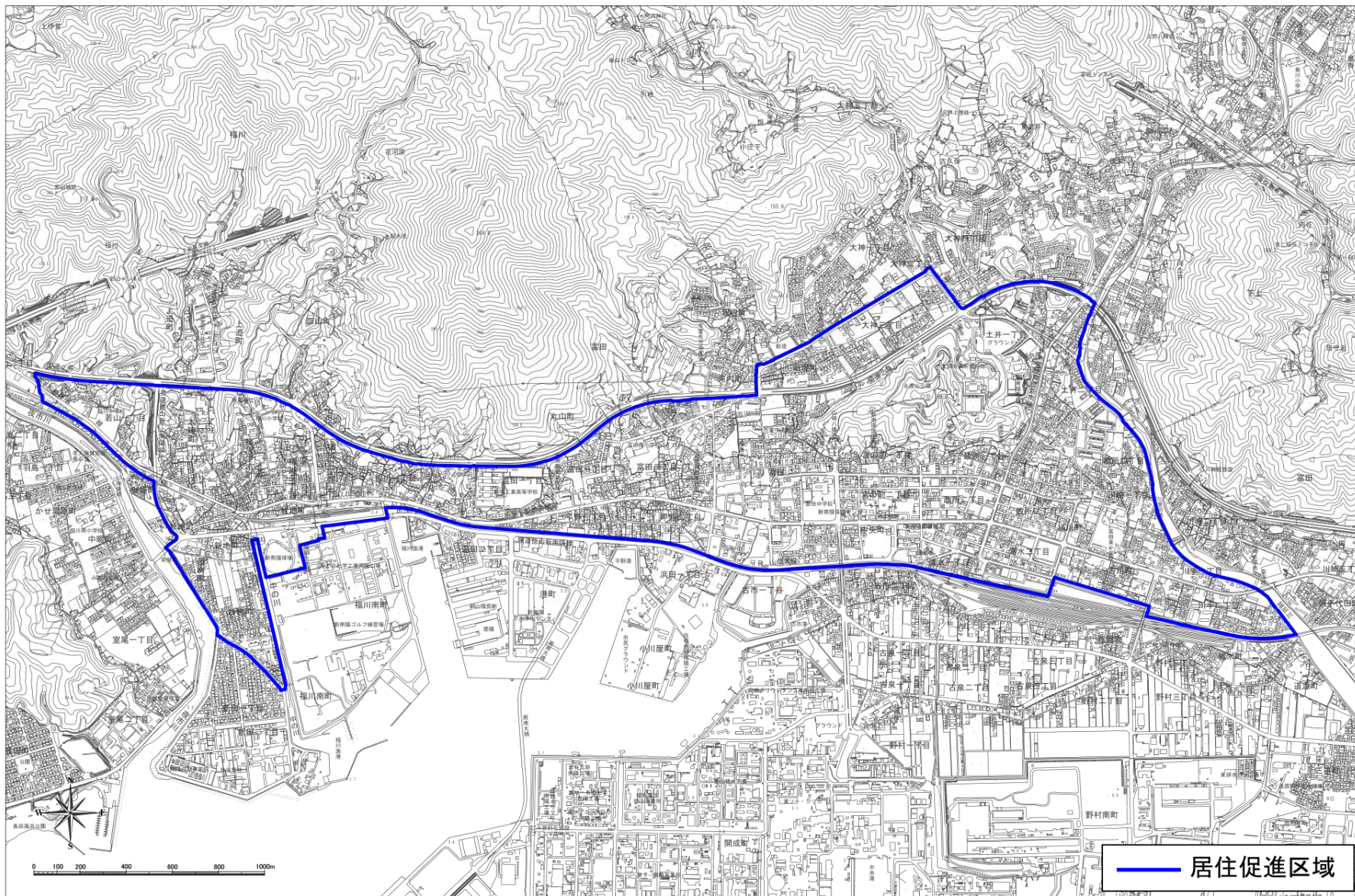
▼ 評点の分布状況

	平均値
市街化区域	28点

【公共交通】

- 駅徒歩圏800m
- 利便バス停徒歩圏300m (運行本数15便/日以上 又は、交通結節点のバス停)
- ♀ バス停

■ 居住促進区域とは



《 居住促進区域の設定基準 》（現行計画より）

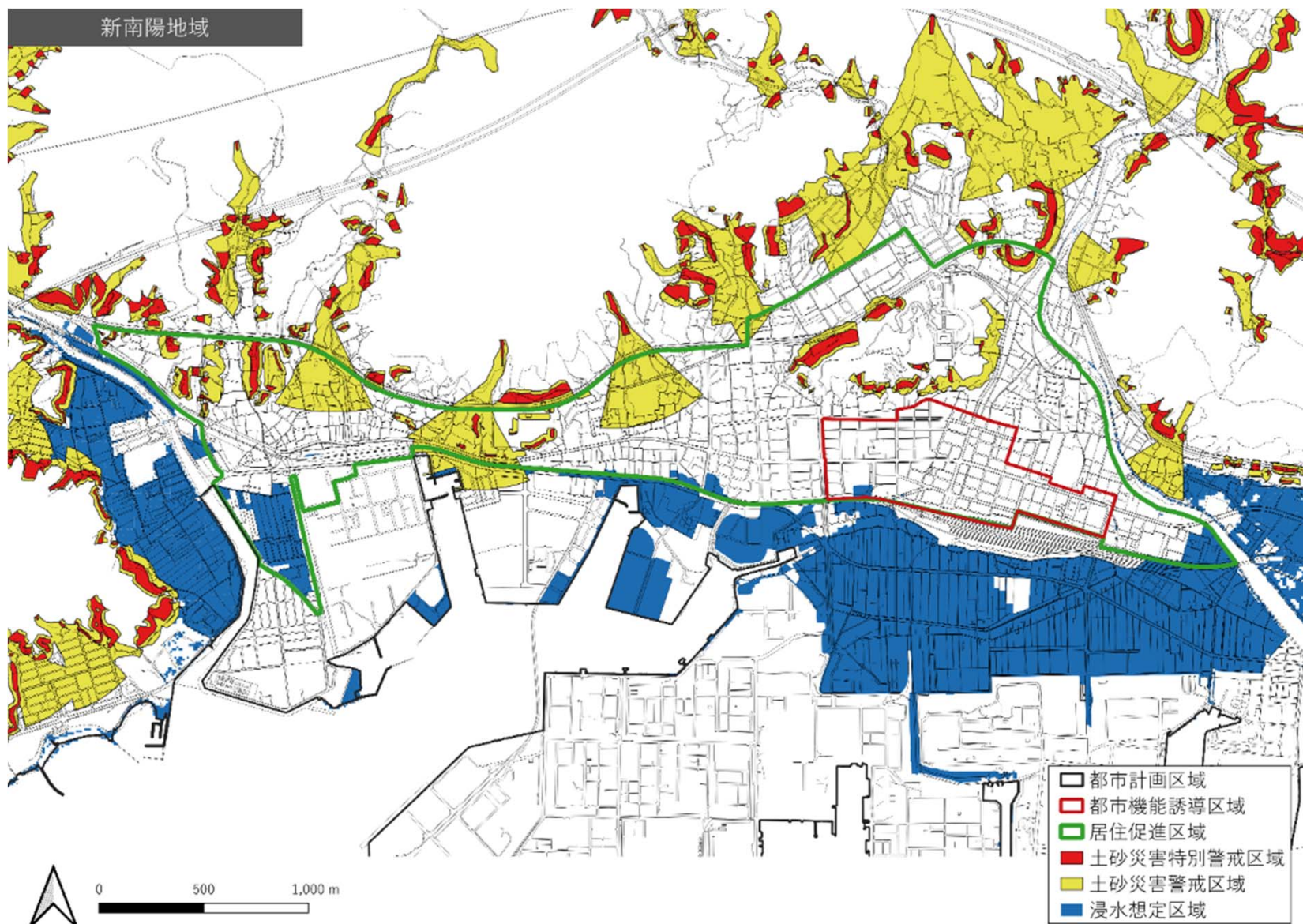
- ① 都市再生特別措置法をはじめとした土地利用関係法令に照らして、居住を誘導することが適当な区域であること
- ② 都市計画上、住居系用途地域又は商業系用途地域であること
- ③ 生活サービス施設の立地、都市基盤、災害危険性等の観点から、居住適性が相対的に高い、面的な居住地となりうる区域であること
- ④ 法令等により、自然災害の危険性が高い区域に指定されていないこと
- ⑤ 都市機能誘導区域の徒歩圏（300メートル程度）であること
- ⑥ 主要交通結節点の徒歩圏（鉄道駅から半径800メートル程度又は主要バス停留所から半径300メートル程度）であること

■ 居住促進区域とは

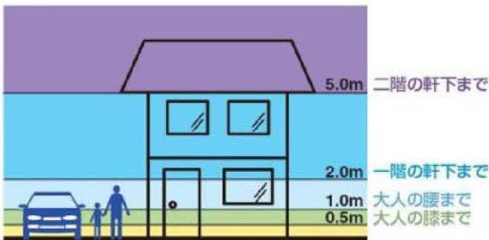
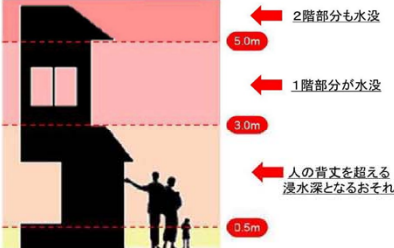
区分	区域（法令等）	区域設定等
原則として、居住促進区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）	含まない
	地すべり防止区域（地すべり等防止法）	含まない
	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地災害防止法）	含まない
居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住促進区域に含まない区域	土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）	原則として含まない
	計画規模（L1）津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	原則として浸水深2メートル以上の区域は含まない
	計画規模（L1）浸水想定区域（水防法）	原則として浸水深2メートル以上の区域は含まない

周南市立地適正化計画P97より抜粋

■ 居住促進区域とは



■ 洪水浸水想定区域の変更項目（水防法）

項目	改正前	改正後																															
降雨規模	計画規模（L1） 30～100年に1回程度の規模の降雨により、破堤した場合の浸水想定区域	計画規模（L1） 30～100年に1回程度の規模の降雨により、破堤した場合の浸水想定区域	想定最大規模（L2） 1000年に1回程度の規模の降雨により、破堤した場合の浸水想定区域																														
発生頻度	高	高	低																														
洪水流量	小	小	多																														
主な対策のイメージ	治水対策 + 防災対策	治水対策 + 防災対策	防災対策																														
浸水深のランク区分	<p>【5段階を標準】</p> <table border="1"> <tr><td>5.0m以上</td><td>～</td><td></td></tr> <tr><td>2.0m以上</td><td>～</td><td>5.0m未満</td></tr> <tr><td>1.0m以上</td><td>～</td><td>2.0m未満</td></tr> <tr><td>0.5m以上</td><td>～</td><td>1.0m未満</td></tr> <tr><td></td><td>～</td><td>0.5m未満</td></tr> </table> 	5.0m以上	～		2.0m以上	～	5.0m未満	1.0m以上	～	2.0m未満	0.5m以上	～	1.0m未満		～	0.5m未満	<p>【4段階を標準】</p> <table border="1"> <tr><td>5.0m以上</td><td>～</td><td>2階以上が水没</td></tr> <tr><td>3.0m以上</td><td>～</td><td>5.0m未満</td><td>2階部分が浸水</td></tr> <tr><td>0.5m以上</td><td>～</td><td>3.0m未満</td><td>1階が浸水</td></tr> <tr><td></td><td>～</td><td>0.5m未満</td><td>床下程度</td></tr> </table> 		5.0m以上	～	2階以上が水没	3.0m以上	～	5.0m未満	2階部分が浸水	0.5m以上	～	3.0m未満	1階が浸水		～	0.5m未満	床下程度
5.0m以上	～																																
2.0m以上	～	5.0m未満																															
1.0m以上	～	2.0m未満																															
0.5m以上	～	1.0m未満																															
	～	0.5m未満																															
5.0m以上	～	2階以上が水没																															
3.0m以上	～	5.0m未満	2階部分が浸水																														
0.5m以上	～	3.0m未満	1階が浸水																														
	～	0.5m未満	床下程度																														
その他 (避難活動に資する情報)	—	—	浸水継続時間 浸水深が0.5mを上回った時点から最終的に0.5mを下回るまでの通算時間																														
	—	—	家屋倒壊等氾濫想定区域 現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域																														

■ 洪水浸水想定区域の変更項目（水防法）

【計画規模と想定最大規模の主な違い】

	計画規模（L1）	想定最大規模（L2）
特徴	河川整備において基本となる降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示したもの。	想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示したもの。
発生確率	高い（1/30～1/100 年確率規模）	低い（1/1000 年確率規模以上）
降雨量	想定最大規模に比べて少ない ・ 富田川流域 6 時間の降雨量：188mm ・ 夜市川流域 24 時間の降雨量：232.1mm ・ 西光寺川 6 時間の降雨量：141mm	計画規模に比べて多い ・ 富田川流域 6 時間の降雨量：372mm ・ 夜市川流域 24 時間の降雨量：526.6mm ・ 西光寺川 6 時間の降雨量：397mm
浸水範囲	想定最大規模に比べて狭い	計画規模に比べて広い
浸水深	想定最大規模に比べて低い	計画規模に比べて高い

参考：平成 30 年 7 月豪雨（7 月 5 日～9 日）の降雨量

平成 30 年 7 月豪雨の状況でも計画規模と想定最大規模の降雨量に達していないことが分かります。

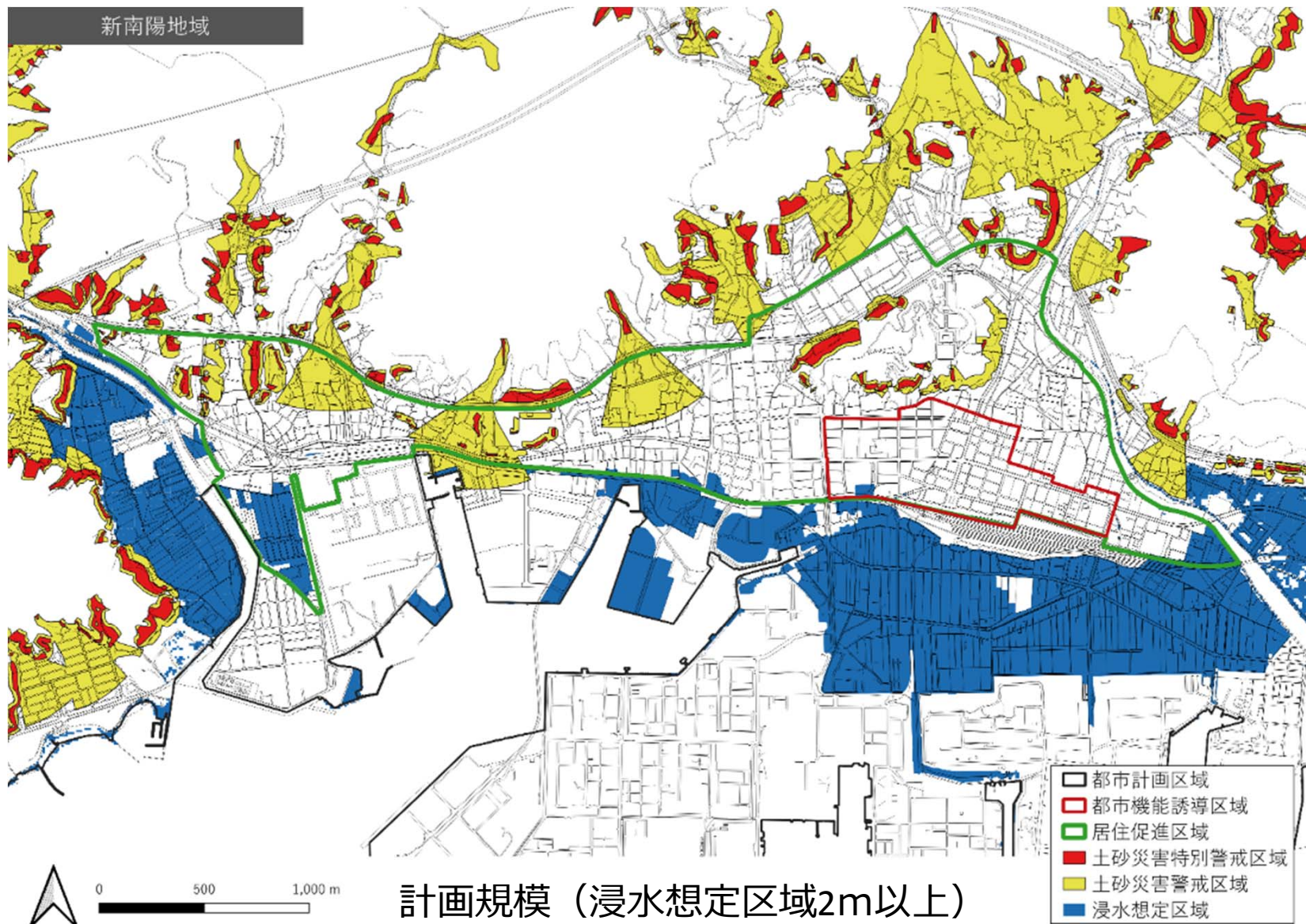
平成 30 年 7 月豪雨以上の降雨量を想定した浸水想定区域での災害リスク分析となります。

観測局	河川名	6 時間降雨量（最大）	24 時間降雨量（最大）
音羽	富田川	65mm	190mm
川上ダム	富田川	77mm	194mm
湯野	夜市川	67mm	183mm
末武川ダム	末武川	113mm	294mm

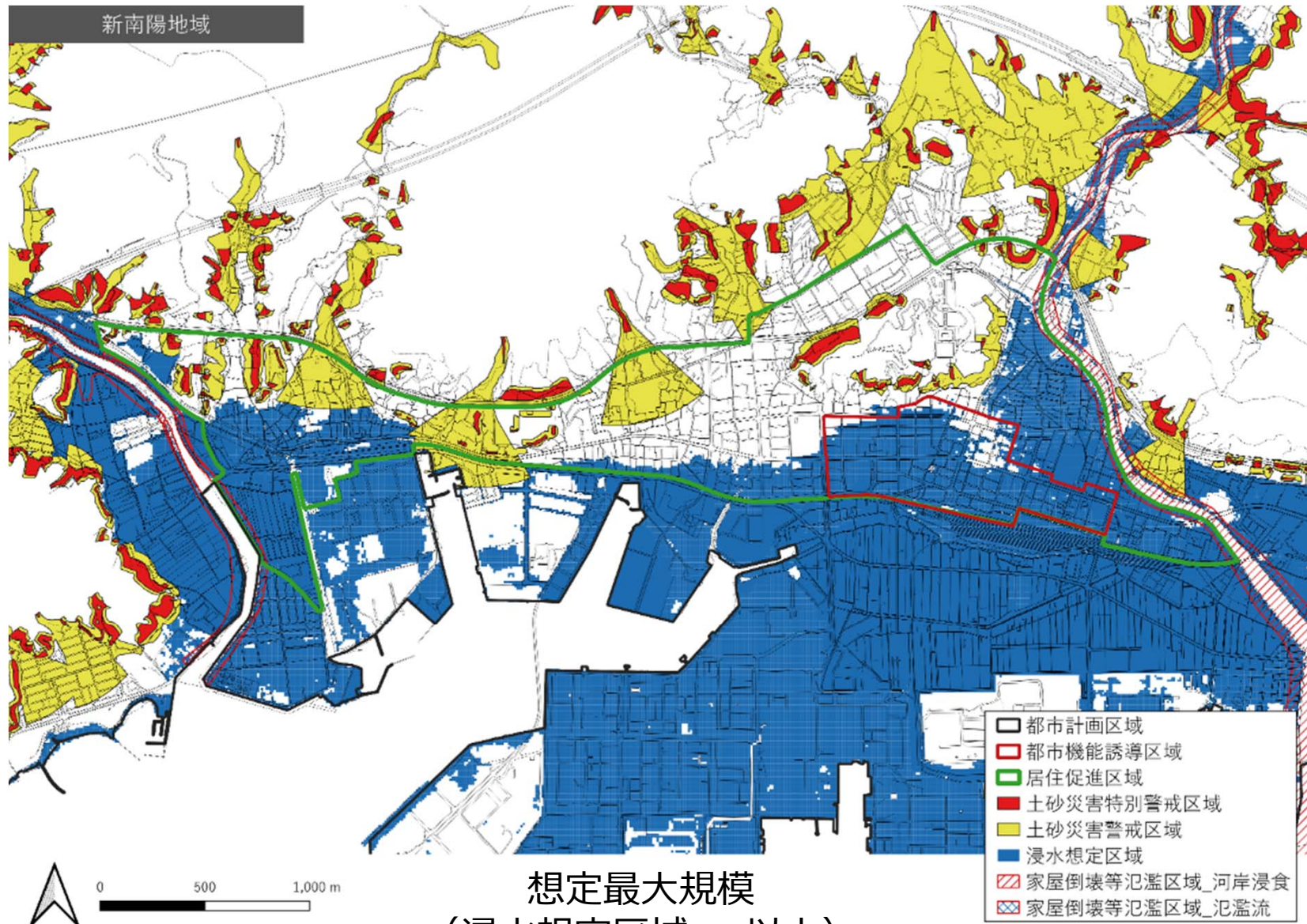
※西光寺川のデータがないため、西光寺川は近隣の末武川ダムの降雨量を記載

雨量観測局	6時間降雨量(最大)	24時間降雨量(最大)
勝間	139mm	331mm

■ 洪水浸水想定区域の変更項目（水防法）



■ 洪水浸水想定区域の変更項目（水防法）



■ 居住促進区域の見直し

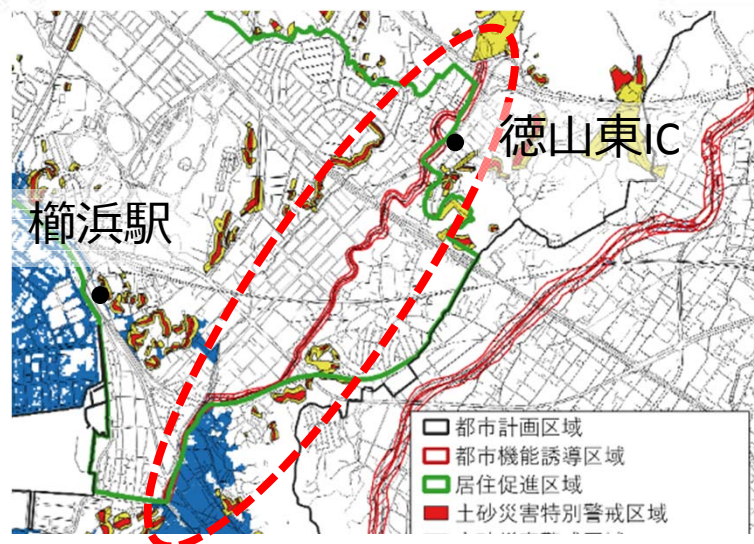
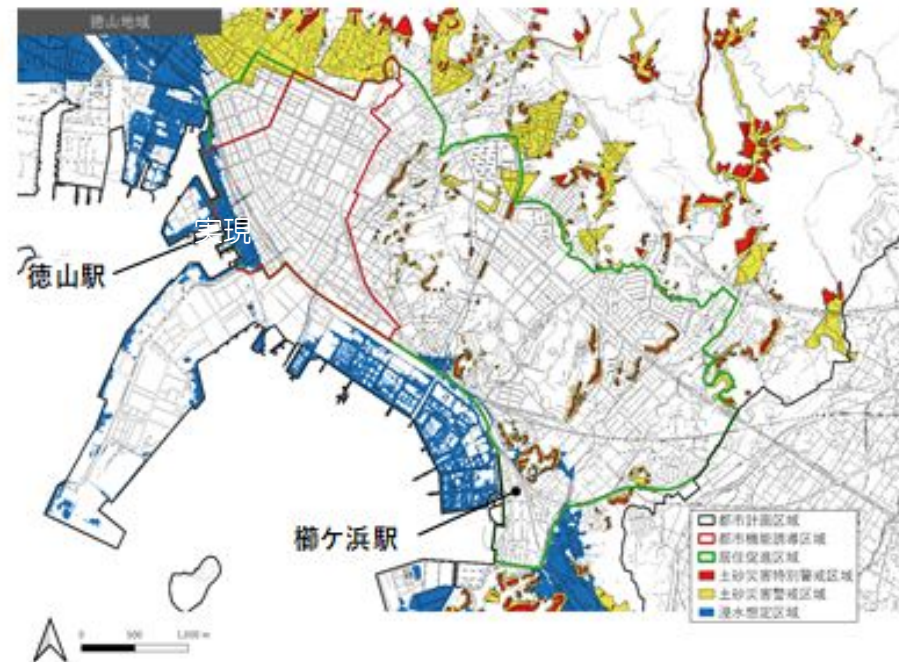
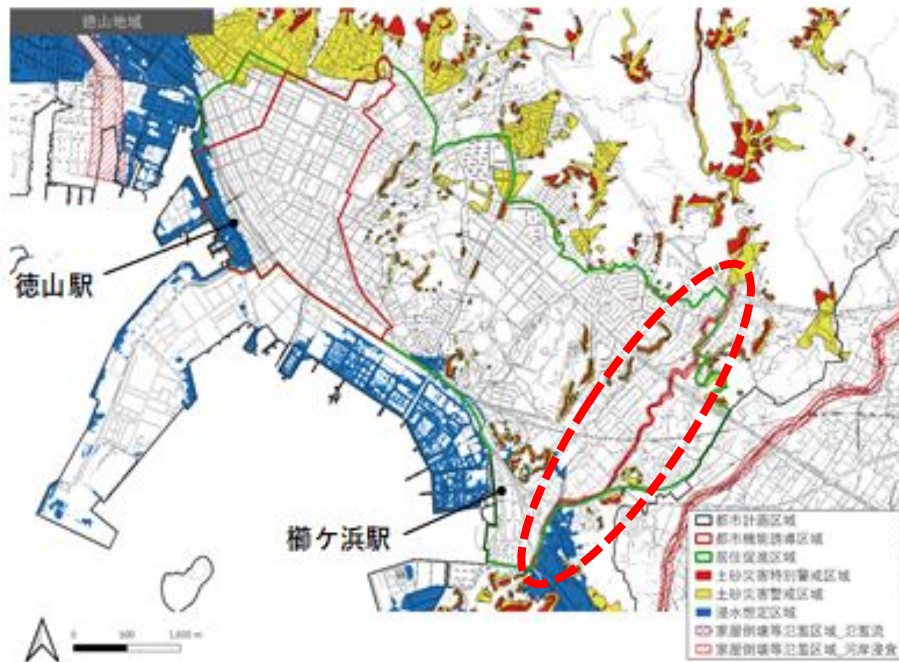
	パターン①	パターン②	パターン③	現行	
	想定最大で2.0m以上を含まない、 家屋倒壊等氾濫区域も含まない	想定最大で3.0m以上を含まない、 家屋倒壊等氾濫区域も含まない	計画規模で2.0m以上を含まない、 家屋倒壊等氾濫区域も含まない	計画規模で2.0m以上を含まない	
土砂災害特別警戒区域	含まない	含まない	含まない	含まない	
地すべり防止区域	含まない	含まない	含まない	含まない	
急傾斜地崩壊危険区域	含まない	含まない	含まない	含まない	
土砂災害警戒区域	原則として含まない	原則として含まない	原則として含まない	原則として含まない	
計画規模L1 洪水浸水想定区域 高潮浸水想定区域 津波浸水想定区域	浸水深2.0m以上を含まない	浸水深2.0m以上を含まない	浸水深2.0m以上を含まない。	浸水深2.0m以上を含まない。	
想定最大規模L2 洪水浸水想定区域 高潮浸水想定区域 津波浸水想定区域	浸水深2.0m以上を含まない	浸水深3.0m以上を含まない	浸水深全て含む	浸水深全て含む (策定時は考慮していない)	
家屋倒壊等氾濫想定区域_河岸浸食 (洪水浸水)	含まない	含まない	含まない	(策定時は考慮していない)	
大規模盛土造成地 ※地盤調査の結果で安全が確認できなかった場合は含まない	含む	含む	含む	(策定時は考慮していない)	
居住促進区域の 面積	徳山	907.5ha (94%)	954.7ha (98%)	961.2ha (99%)	970.0ha
	新南陽	149.8ha (52%)	240.9ha (84%)	281.0ha (98%)	286.9ha
	徳山西部	34.4ha (67%)	40.2ha (78%)	51.7ha (100%)	51.7ha
	熊毛	186.8ha (100%)	186.8ha (100%)	186.8ha (100%)	186.8ha

← 居住促進区域の縮小

■ 居住促進区域の見直し（徳山地区）

パターン③ **【計画規模で2.0m以上を除く、家屋倒壊等氾濫区域も除く】**

現行 **【計画規模で2.0m以上を除く】**



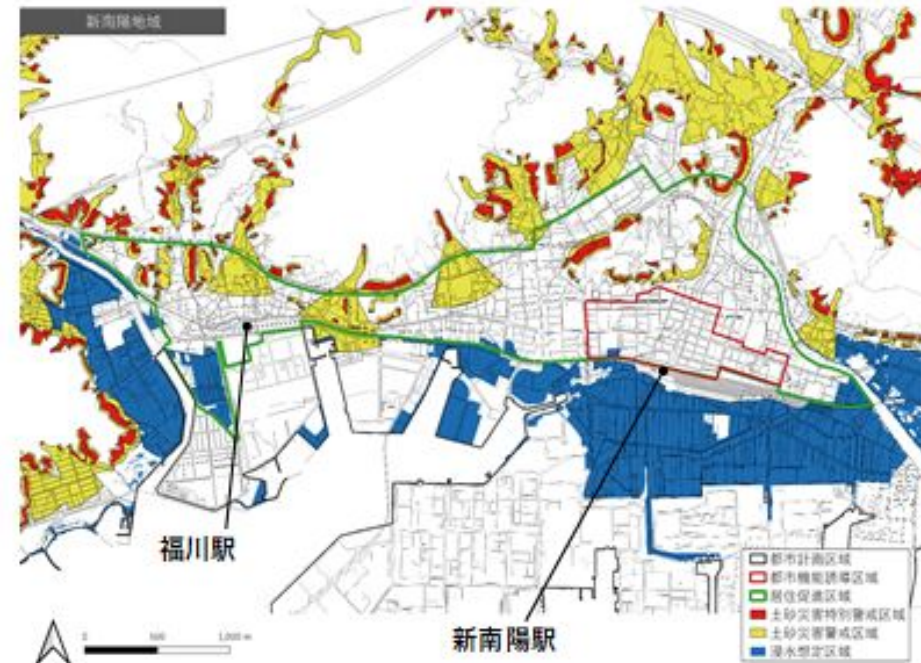
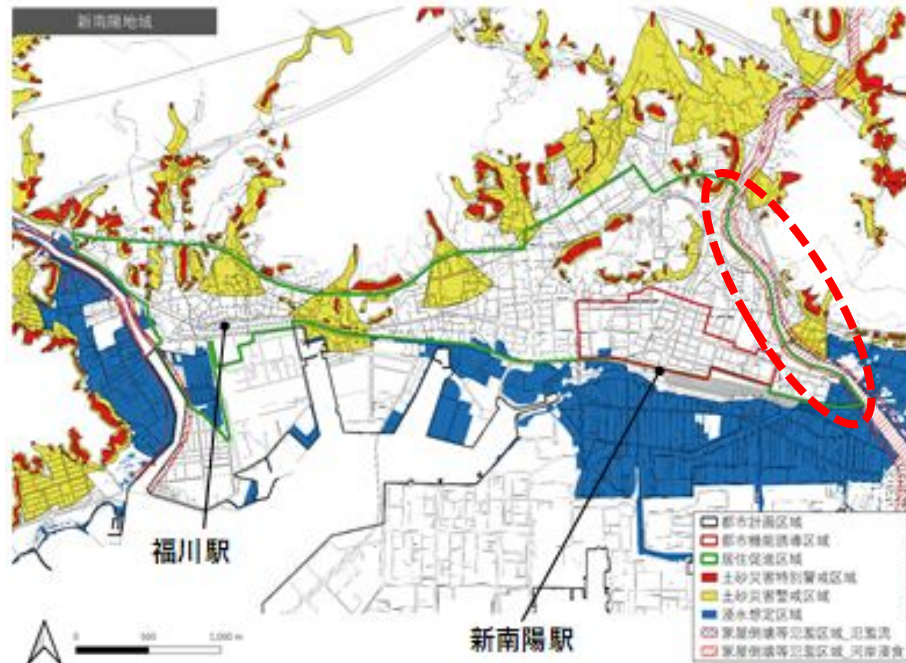
減少エリア

面積	9ha
居住系建物数	81棟
推計人口	1,152人

■ 居住促進区域の見直し（新南陽地区）

パターン③ 【計画規模で 2.0m 以上を除く、家屋倒壊等氾濫区域も除く】

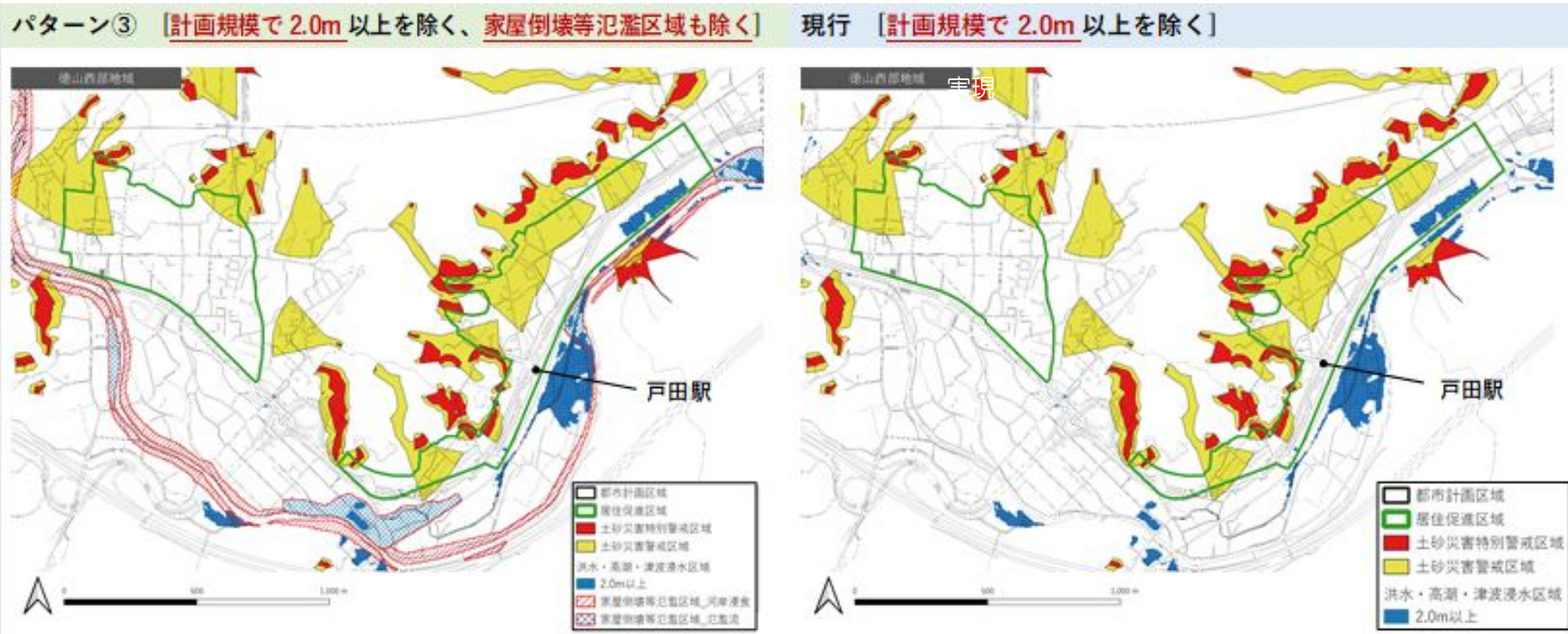
現行 【計画規模で 2.0m 以上を除く】



減少エリア

面積	6ha
居住系建物数	93棟
推計人口	1,808人

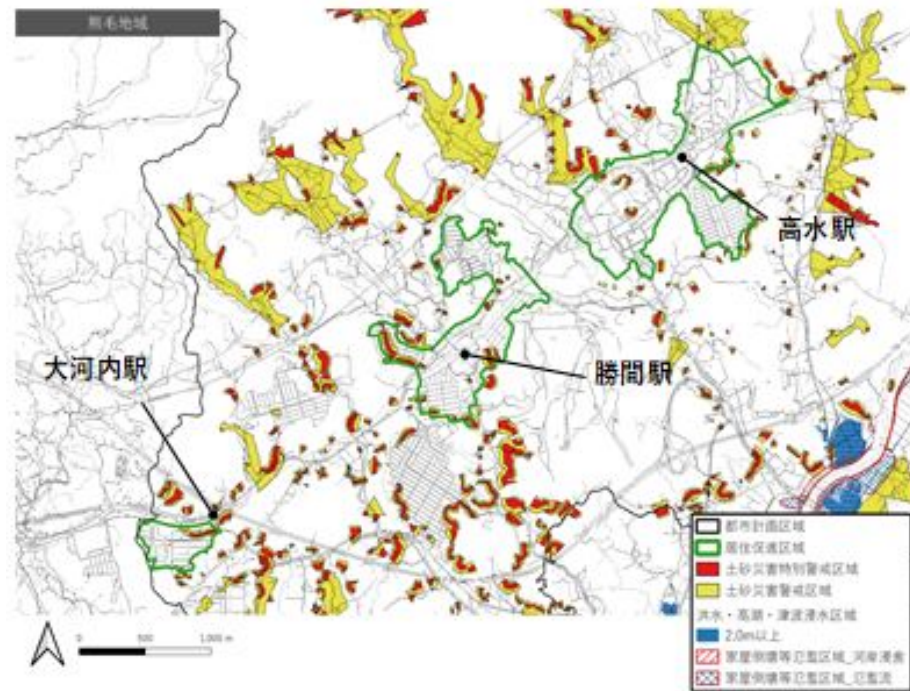
■ 居住促進区域の見直し（徳山西部地区）



変更なし

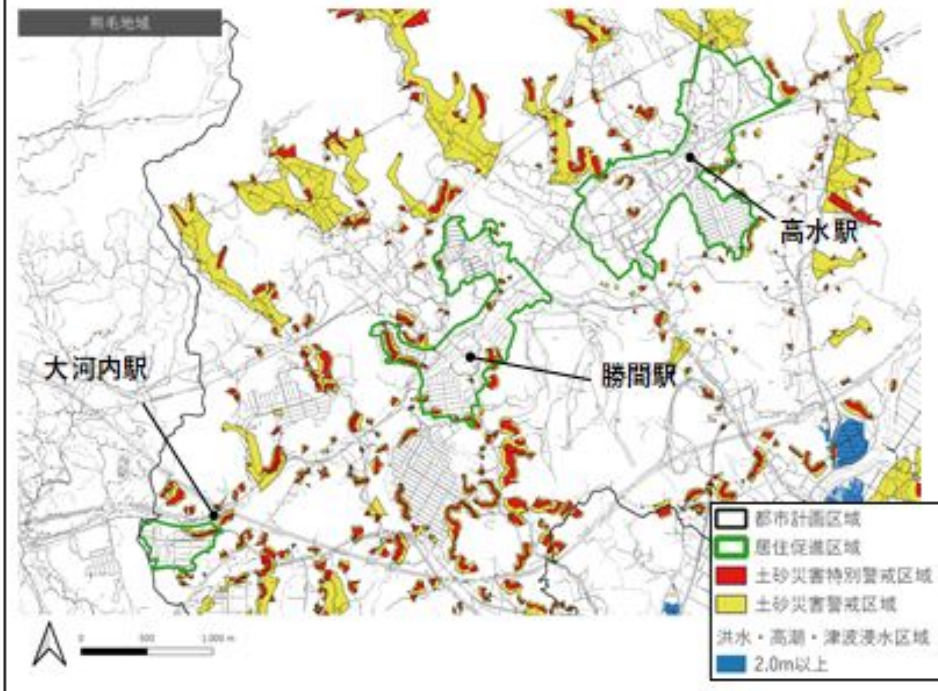
■ 居住促進区域の見直し（熊毛地区）

パターン③ **【計画規模で 2.0m 以上を除く、家屋倒壊等氾濫区域も除く】**



変更なし

現行 **【計画規模で 2.0m 以上を除く】**



■ 居住促進区域の見直し

区分	区域（法令等）		区域設定等
原則として、居住促進区域に含まない区域	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）		含まない
	地すべり防止区域（地すべり等防止法）		含まない
	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地災害防止法）		含まない
	浸水想定区域（水防法） 家屋倒壊等氾濫区域		含まない
居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住促進区域に含まない区域	土砂災害警戒区（土砂災害防止法）		原則として含まない
	計画規模（L1）	津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）	原則として浸水深2メートル以上の区域は含まない
		浸水想定区域（水防法）	原則として浸水深2メートル以上の区域は含まない

【報告事項】

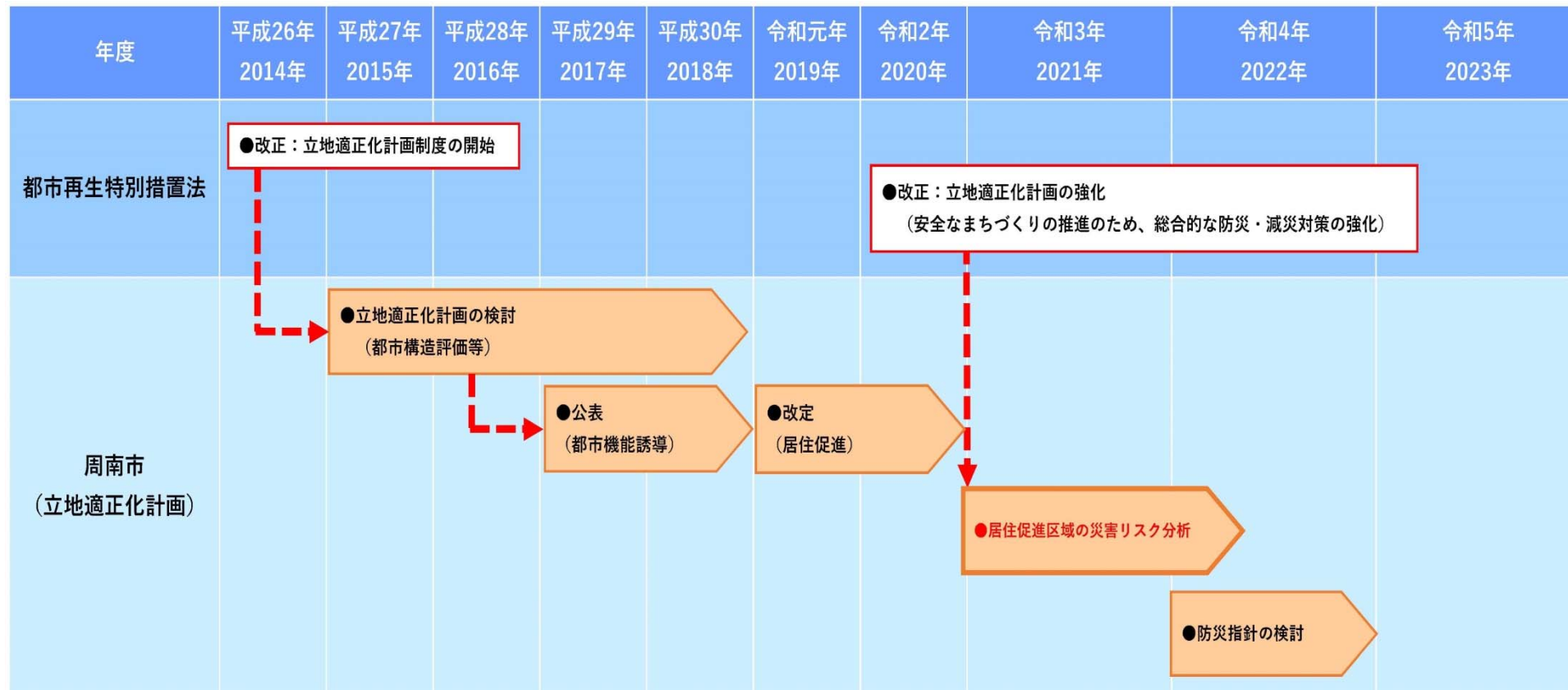
(1) 周南市立地適正化計画の概要及び 5年見直しについて

- ・ 立地適正化計画の概要
- ・ 計画の5年見直しについて

(2) 防災指針について

- ・ 居住促進区域について
- ・ 防災指針について

■ 防災指針について



都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要(安全まちづくり関係) 国土交通省 <令和2年6月10日公布>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制
 (開発許可の見直し) 令和4年4月1日施行

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

区 域	対 応	
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法】

- 災害レッドゾーン
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域



◆ 立地適正化計画の強化
 (防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** 令和3年10月1日施行 (政令)
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う**防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成** 令和2年9月7日施行

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による**防災移転支援計画** 令和2年9月7日施行

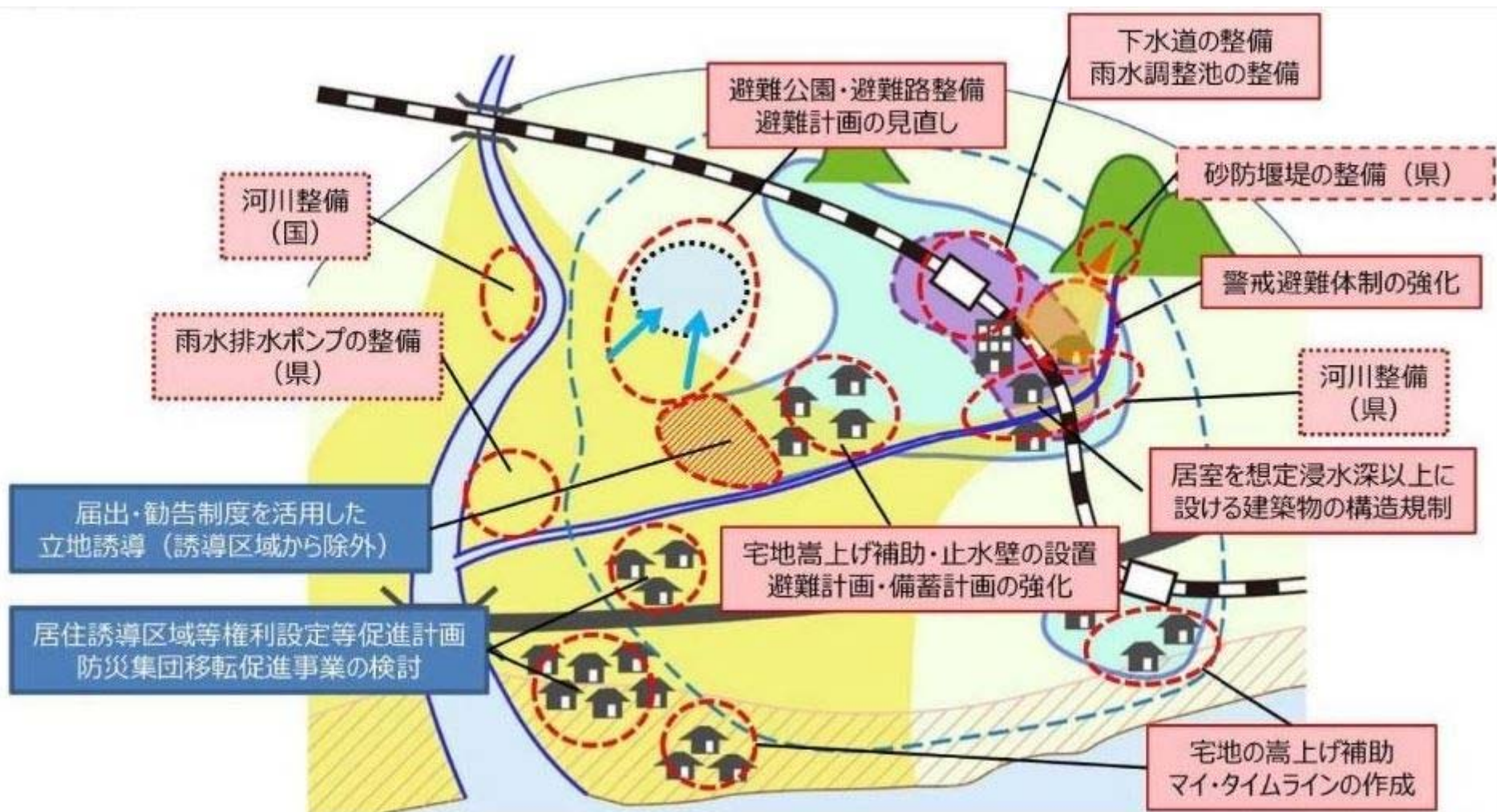
市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸 等））

【都市再生特別措置法】

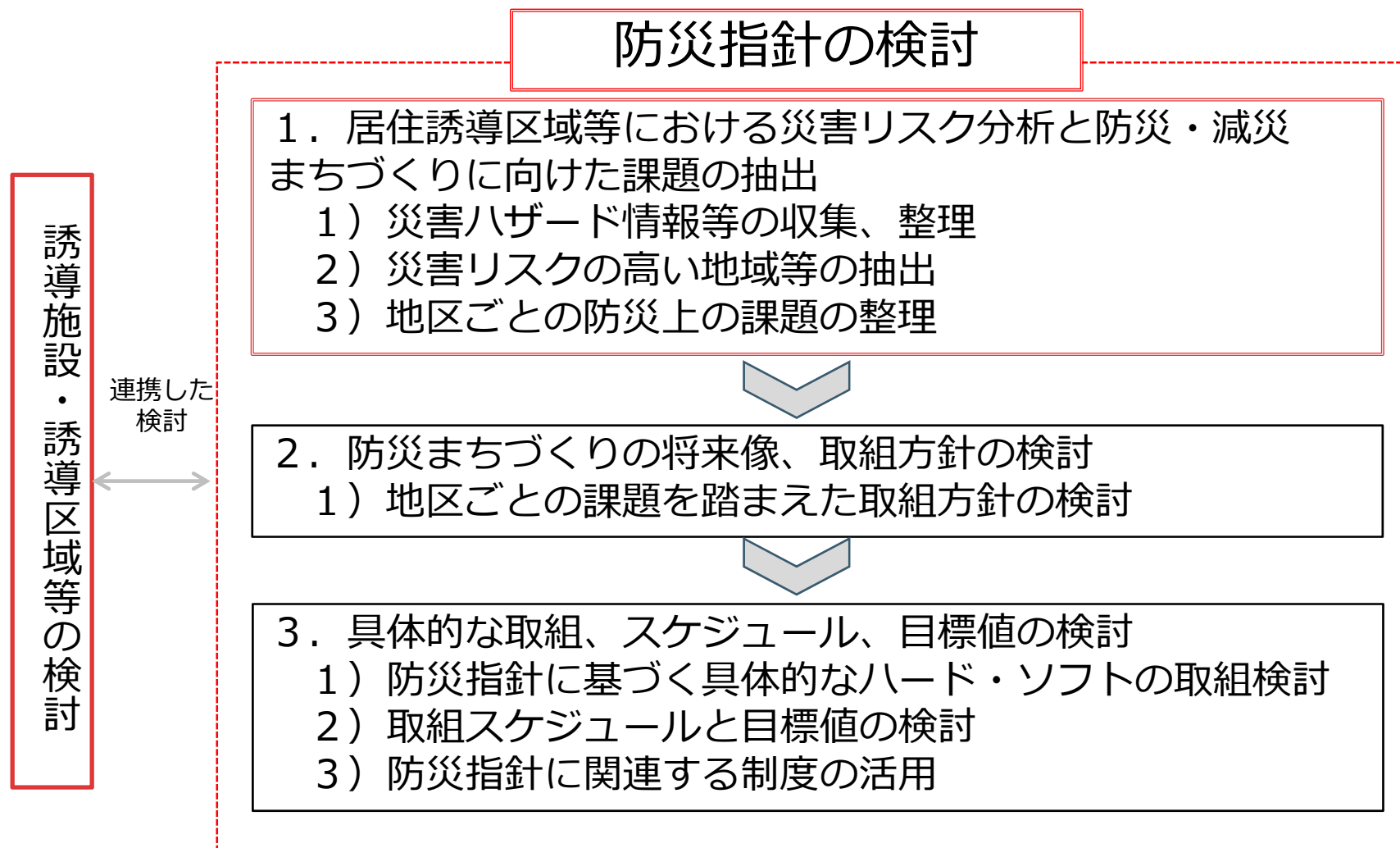
- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

立地適正化計画の強化（防災指針のイメージ）



出典：国土交通省

防災指針策定の検討フロー



6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方
2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況
2. 重ね合わせ分析による災害リスク

3 居住促進区域における防災上の課題

4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方

2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況

2. 重ね合わせ分析による災害リスク

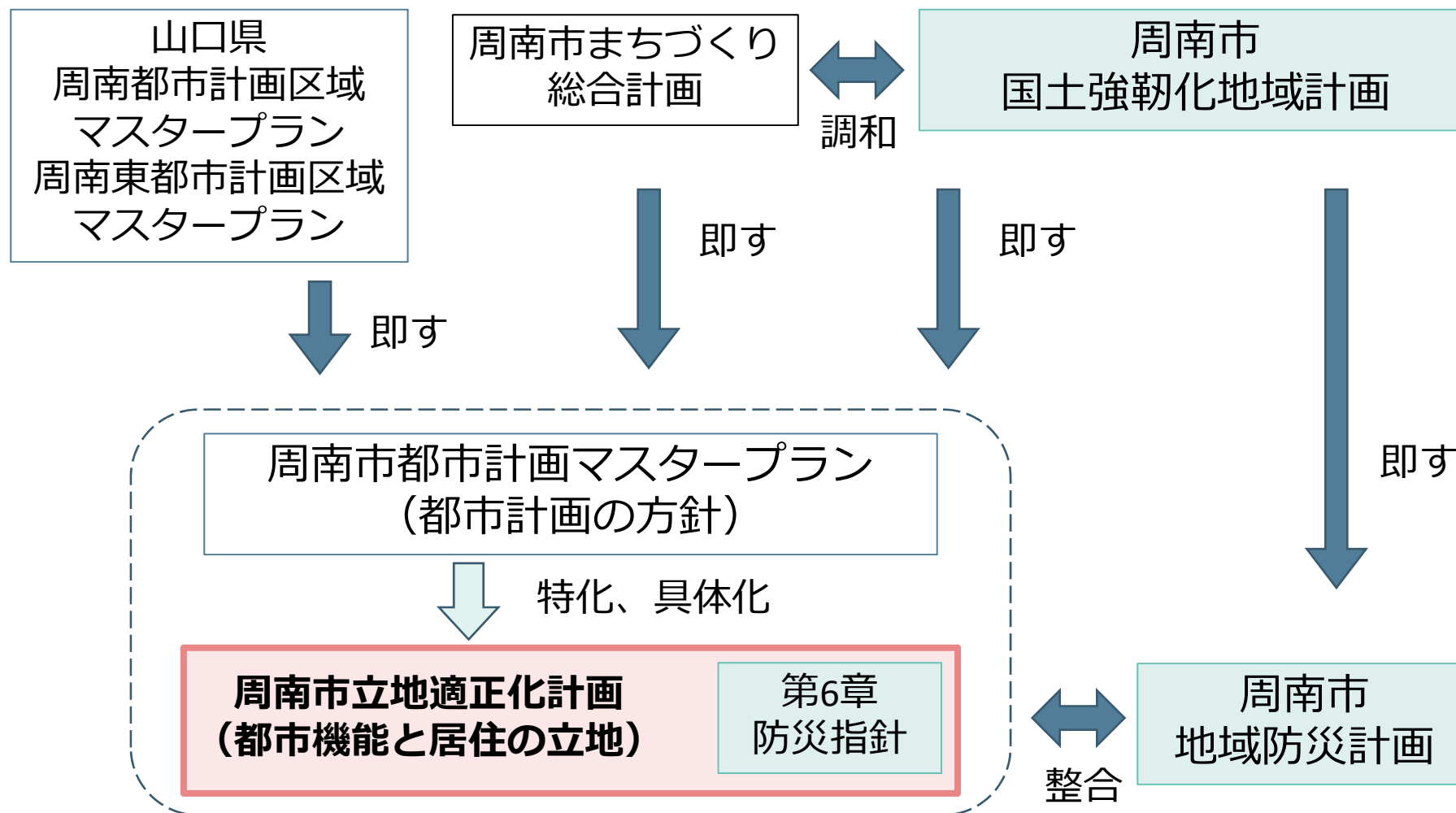
3 居住促進区域における防災上の課題

4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

■ 防災指針の位置付け



■ 防災指針の位置付け

	防災指針	国土強靱化地域計画	地域防災計画
策定年度	検討中	令和3年3月	平成16年2月 (令和5年5月見直し)
特徴	居住促進区域内の災害リスクを回避・低減させるための 平時の施策を対象	あらゆる災害リスクを想定し、主に発生時に向けた 平時の施策を対象	災害リスクを特定し、発災前から発災後にかけての 対応を対象
対象地域	居住促進区域内	市域全体	市域全体
対象リスク	居住促進区域に被害を及ぼす影響のある災害	風水害、地震、津波、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	風水害、地震、津波など、個別の災害やリスクが対象
対象フェーズ	発災前(平時)	発災前(平時)	発災時・発災後
根拠法	都市再生特別措置法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

■ 防災指針で対象とする災害等

	津波	洪水	高潮	土砂災害	大規模盛土造成地
徳山地域	○	○	○	○	○
新南陽地域	○	○	○	○	—
徳山西部地域	—	○	—	○	—
熊毛地域	—	—	—	○	○

・ 土砂災害について

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、居住促進区域から除いているが、**影響を及ぼす災害リスク**として整理する

・ 大規模盛土造成地について

調査対象箇所を抽出しているが、**安全性の確認については今後調査を行う**

6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方
2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況
2. 重ね合わせ分析による災害リスク

3 居住促進区域における防災上の課題

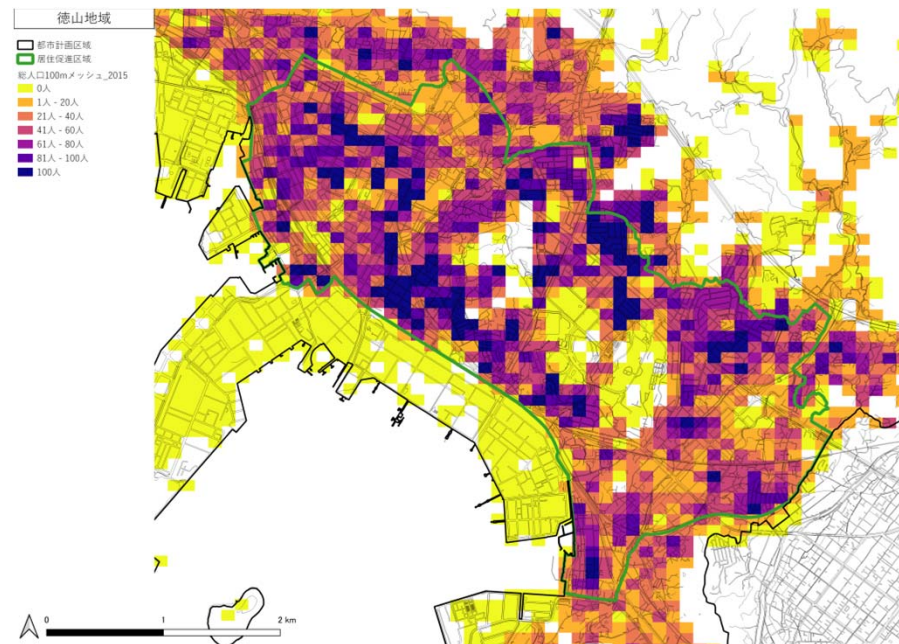
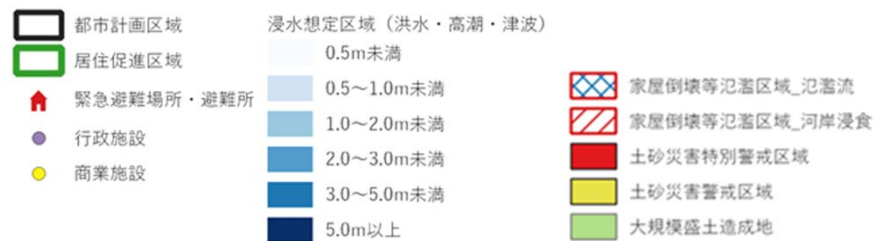
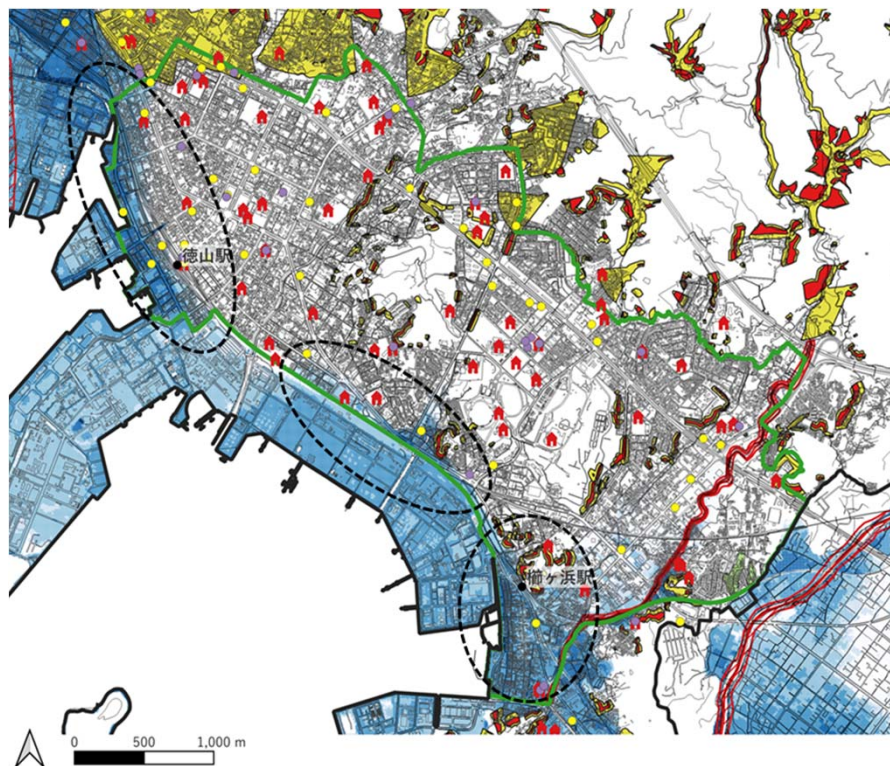
4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

2 災害リスクの分析

■ 重ね合わせ分析 (徳山地区)

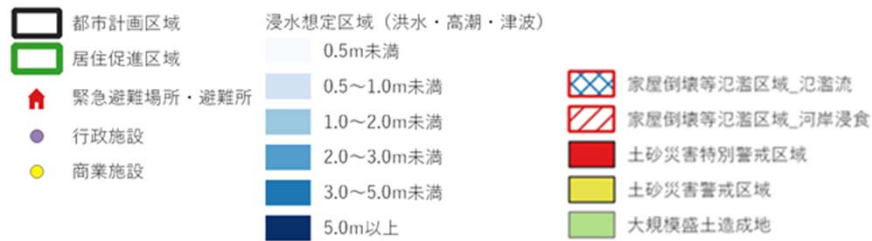
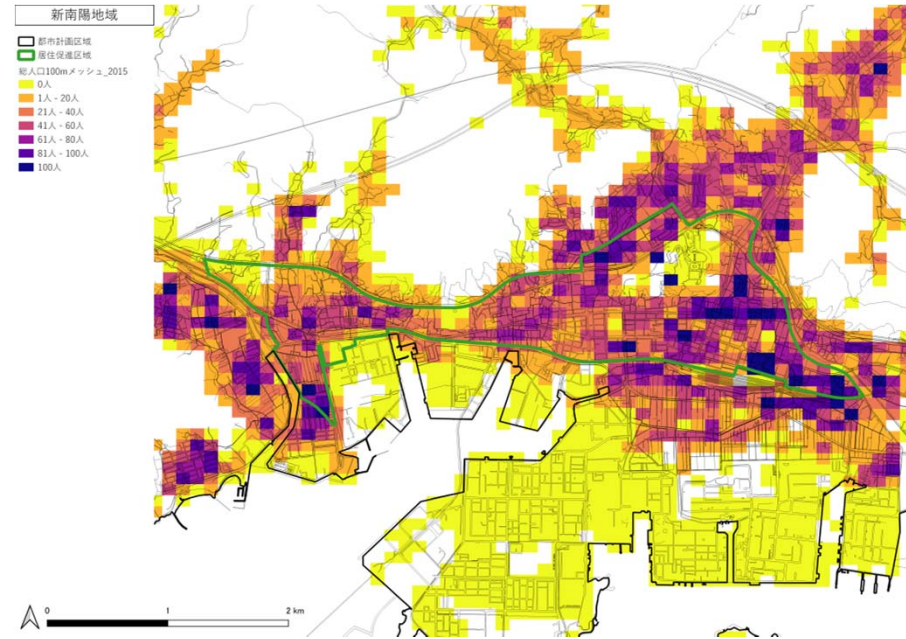
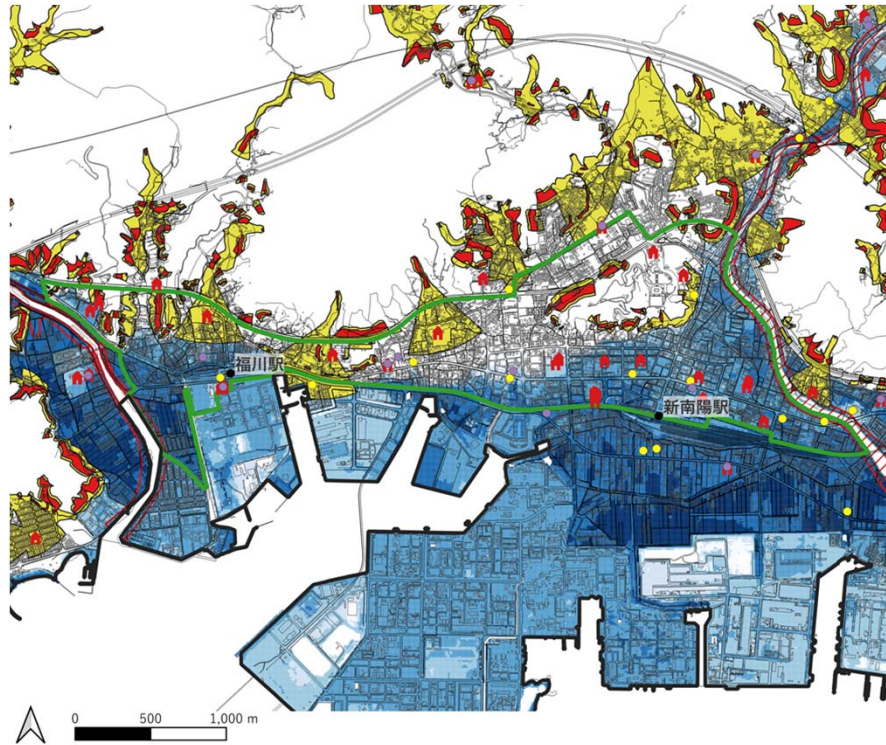


■ 徳山地区

- 人口が集積している徳山駅南側、遠石地区、櫛ヶ浜地区などに高潮・津波浸水想定区域が存在し、商業施設、病院、行政施設等が含まれる
- 高潮・津波時には、沿岸部から人工物等が流れてくることによる二次被害の危険性が想定される
- 土砂災害警戒区域等が点在している(居住促進区域から除外済み)
- 人口が一定規模集積してる西光寺川沿いには、家屋倒壊等氾濫区域が存在している(居住促進区域から除外済み)

2 災害リスクの分析

■ 重ね合わせ分析 (新南陽地区)

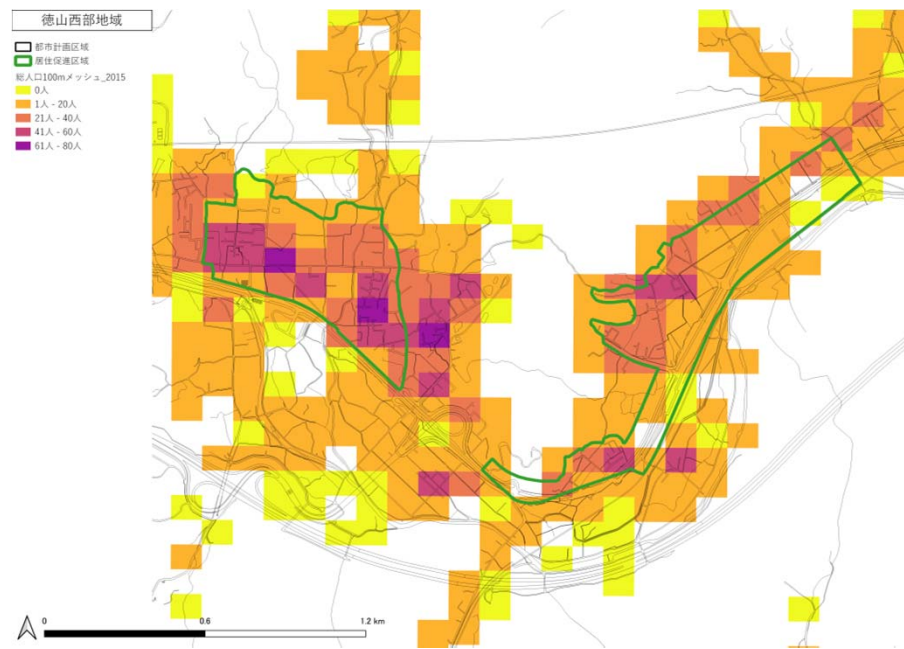
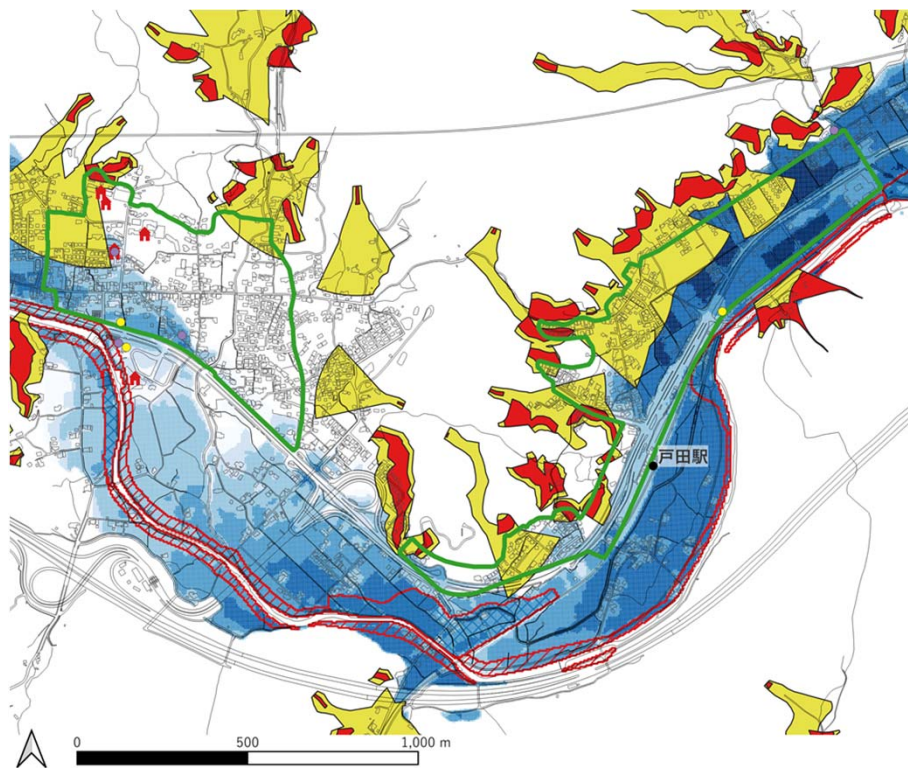









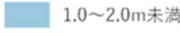






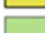

■ 新南陽地区

- 人口が集積している新南陽駅周辺および福川駅西側の広い範囲で洪水・高潮浸水想定区域が分布し、商業施設、病院、行政施設等が含まれる
- 高潮・津波時には、沿岸部から人工物等が流れてくることによる二次被害の危険性が想定される
- 土砂災害警戒区域等が点在している(居住促進区域から除外済み)
- 人口が一定規模集積している富田川及び夜市川沿いには家屋倒壊等氾濫区域が存在している(居住促進区域から除外済み)

2 災害リスクの分析

■ 重ね合わせ分析 (徳山西部地域)



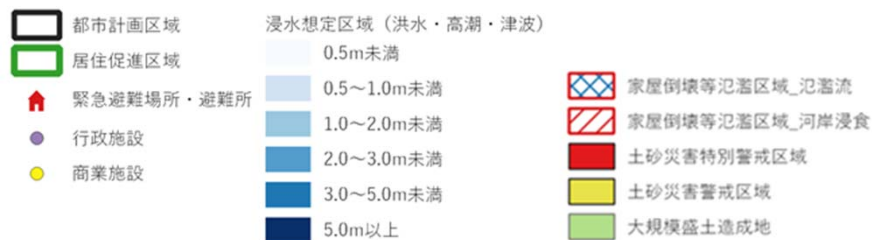
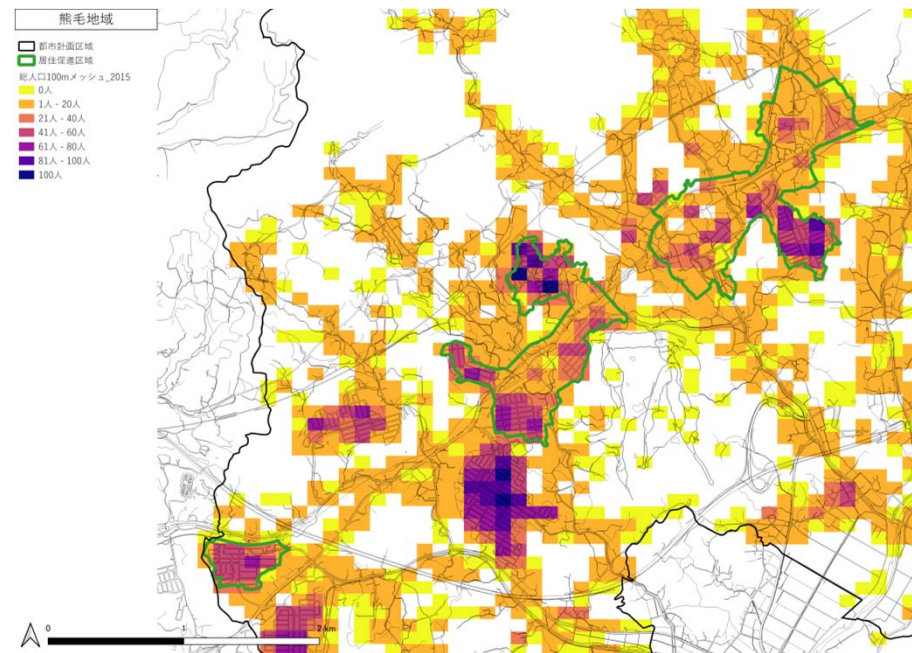
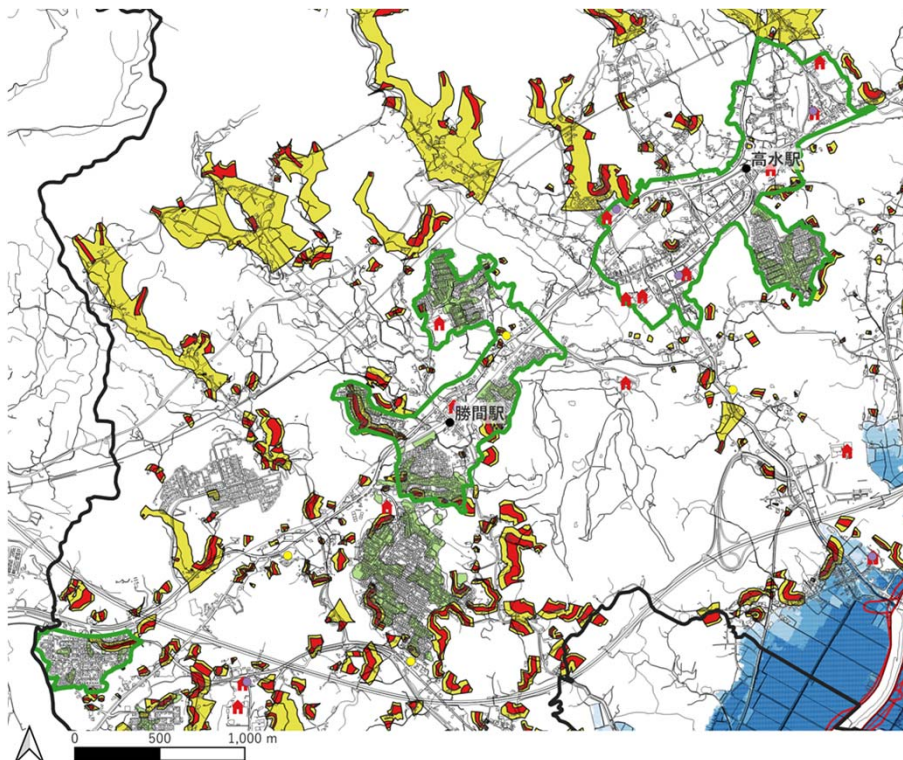
- | | | |
|--|--|--|
|  都市計画区域 |  浸水想定区域 (洪水・高潮・津波) 0.5m未満 |  家屋倒壊等氾濫区域_氾濫流 |
|  居住促進区域 |  0.5~1.0m未満 |  家屋倒壊等氾濫区域_河岸浸食 |
|  緊急避難場所・避難所 |  1.0~2.0m未満 |  土砂災害特別警戒区域 |
|  行政施設 |  2.0~3.0m未満 |  土砂災害警戒区域 |
|  商業施設 |  3.0~5.0m未満 |  大規模盛土造成地 |
| |  5.0m以上 | |

■ 徳山西部地域

- 人口が集積している戸田支所周辺、戸田駅周辺および夜市地区で洪水浸水想定区域が分布
- 戸田地区、夜市地区の一部に土砂災害警戒区域等が分布（居住促進区域から除外済み）
- 垂直避難できる高い建物が少ない
- 幹線道路である国道2号が洪水浸水想定区域に含まれている

2 災害リスクの分析

■ 重ね合わせ分析 (熊毛地域)



■ 熊毛地域

- 土砂災害警戒区域が地域内に点在（居住促進区域から除外済み）
- 団地及びニュータウンの一部が大規模盛土造成地となっている

6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方
2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況
2. 重ね合わせ分析による災害リスク

3 居住促進区域における防災上の課題

4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

居住促進区域における住宅の立地及び立地の誘導を図るための、都市の防災に関する機能の確保に関する課題

- 1) 各種災害に共有する課題
- 2) 水害に関する課題
- 3) 土砂災害に関する課題
- 4) 大規模盛土造成地に関する課題

1) 各種災害に共有する課題

- ・ 安全な場所への定住の促進と移転の誘導
- ・ 災害に関する情報発信
- ・ 安全な一次避難地等の確保
 - 一次避難地や防災拠点となる公園・緑地の確保
防災機能の充実
 - 緊急輸送道路の機能強化や老朽化対策
道路の整備や舗装の補修による避難経路の確保

2) 水害に関する課題

- 浸水深を低減させる対策が必要

3) 土砂災害に関する課題

→開発許可の厳格化や安全な居住促進区域への定住の促進と移転の誘導が必要

4) 大規模盛土造成地に関する課題

→調査を実施し、安全性の把握

6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方
2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況
2. 重ね合わせ分析による災害リスク

3 居住促進区域における防災上の課題

4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

4 取り組み方針と具体的な施策等

災害種別	対策	取組方針	施策・事業	実施主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通	回避	1-1 居住促進区域の見直し	◇ 立地適正化計画居住促進区域の見直し	市	→	→	→
	回避	1-2 安全な場所への移転促進	◇ 立地適正化計画による居住の誘導	市	→		
	回避	1-3 災害ハザードエリアの的確な情報発信	◇ ハザードマップの整備・活用	市	→		
			◇ 災害ハザードエリアと多様なデータの重ね合わせによる公表	市	→	→	
	低減	1-4 安全な避難場所・避難所の確保	◇ 防災拠点となる公園・緑地の確保	市	→		
			◇ 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策	市	→		
	低減	1-5 安全な避難路の確保	◇ 道路施設の老朽化対策	市	→		
			◇ 幹線街路の整備	市	→		

4 取り組み方針と具体的な施策等

災害種別	対策	取組方針	施策・事業	実施主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 20年
水害	低減	2-1 内水排水機能の強化	◇ 下水道施設の耐震化・老朽化対策	市	→		
		2-2 河川改修等の治水対策	◇ 流域治水対策	県・市	→		
			◇ 河川等の的確な維持管理等の推進	県・市	→		
		2-3 海岸保全施設の整備・老朽化対策	◇ 海岸保全施設の整備・老朽化対策	県・市	→		
土砂災害	低減	3-1 土砂災害防止対策の実施	◇ 土砂災害防止施設の整備	県・市	→		
	回避	3-2 安全な場所への移転促進	◇ がけ地近接等危険住宅移転事業	市	→		
◇ レッドゾーンへの建築物の新規建設の規制			市	→			
大規模盛土造成地	低減	4-1 大規模盛土造成地の滑動崩落対策	◇ 大規模盛土造成地の安全性調査等の推進	市	→		
			◇ 必要に応じた滑動崩落防止対策の推進	市		→	

6章 防災指針

1 基本的な考え方

1. 防災指針の基本的な考え方
2. 防災指針で対象とする災害等

2 災害リスクの分析

1. ハザードエリアの分布状況
2. 重ね合わせ分析による災害リスク

3 居住促進区域における防災上の課題

4 取り組み方針と具体的な施策等

7章 その他立地の適正化に必要な事項

防災・減災に関する目標値の追加

■ 防災・減災に関する目標

指標	現状値 (基準年度)	趨勢値 (目標年度)	目標値 (基準年度)	対 基準年
居住促進区域内人口 密度（再掲）	50.5 人/ha (平成 22 (2010) 年度)	38.4 人/ha (2035 年度)	44.8 人/ha (2035 年度)	88.7%
災害ハザードエリア と多様なデータの重 ね合わせによる公表	未実施 (令和 5 (2023) 年度)		実施する (2035 年度)	